

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 2020年6月26日  
【会社名】 第一工業製薬株式会社  
【英訳名】 DKS Co. Ltd.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 坂本 隆司  
【本店の所在の場所】 京都市下京区西七条東久保町55番地  
【電話番号】 -

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っております。)

本社事務所 京都市南区吉祥院大河原町5番地  
電話番号 京都 075 (323) 5911  
【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理統括 山路 直貴  
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目3番1号 八重洲口大栄ビル8階  
第一工業製薬株式会社 東京本社  
【電話番号】 東京 03 (3275) 0654  
【事務連絡者氏名】 常務取締役 営業統括 兼 東京本社担当 岡本 修身  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2020年6月24日開催の当社第156期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2020年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金35円

第2号議案 定款一部変更の件  
(1) 新たに医療機器分野について新規事業への参入を図り、当社グループの「ユニーク」な技術と素材を活かして、人の生命・健康の保持、疾病の治療と予防に貢献するため、現行定款第3条（目的）に事業目的を追加する。  
(2) 一部記載の修正等、定款の整備を行う。

第3号議案 取締役9名選任の件  
取締役として、坂本隆司、浦山勇、山路直貴、岡本修身、北田明、河村一二、青木素直、谷口勉及び宮田康弘の9氏を選任する。

第4号議案 監査役4名選任の件  
監査役として、藤岡敏式、高橋利忠、中英也、橋本克己の4氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件  
補欠の社外監査役として、塚本英伸氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	86,884	45	439	（注）1	可決(98.73%)
第2号議案	86,840	89	439	（注）2	可決(98.68%)
第3号議案				（注）3	
坂本 隆司	82,068	4,861	439		可決(93.25%)
浦山 勇	83,059	3,870	439		可決(94.38%)
山路 直貴	83,074	3,855	439		可決(94.40%)
岡本 修身	83,074	3,855	439		可決(94.40%)
北田 明	83,080	3,849	439		可決(94.40%)
河村 一二	83,078	3,851	439		可決(94.40%)
青木 素直	74,975	11,954	439		可決(85.19%)
谷口 勉	83,052	3,877	439		可決(94.37%)
宮田 康弘	54,355	32,574	439		可決(61.76%)
第4号議案				（注）3	

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
藤岡 敏式	76,093	10,828	439		可決(86.47%)
高橋 利忠	55,240	31,681	439		可決(62.77%)
中 英也	49,206	37,715	439		可決(55.92%)
橋本 克己	72,475	14,446	439		可決(82.36%)
第5号議案				(注)3	
塚本 英伸	73,784	13,145	439		可決(83.84%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上